盛岡市監査委員告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項，第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成27年6月4日

盛岡市監査委員　熊　谷　喜美男
同　菊　池　秀　一
同　佐　藤　敬　三
同　八木橋　美　紀

第１　監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は市長公室及び総務部である。うち，次の部課等を実地監査の対象として監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
【市長公室】 企画調整課，行政経営課，国際リニアコライダー推進事務局 【総務部】 危機管理防災課，消防対策室，管財課	平成27年４月８日から同年４月20日まで

第２　監査の範囲

平成26年度の事務の執行

第３　監査の方法

実地監査の対象としない部署においては，平成27年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48盛監発第24号）に基づき提出された監査資料について，実地監査の対象とした部署においては，同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書，会計帳票，証拠書類，現金の出納保管並びに財産，債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について，事務の執行が法令等に基づき，適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き，一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し，通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに，必要に応じ，その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第４　監査の結果

事務の執行は，関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが，各課等の一部の事務処理について，別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお，監査の執行過程において，各課等の担当職員等に対し，その旨指示したところであるが，所管する業務に対する認識を深められ，事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別　紙

Ⅰ　市長公室

企画調整課

【指摘事項】

1　行政財産の使用許可に当たり，決裁権者の決裁及び総務部長の合議を得ず，並びに使用料の徴収をしていなかった事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

Ⅱ　総務部

管財課

【指摘事項】

1　市有地の賃貸借変更契約に当たり，決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

2　市有地の賃貸借契約に当たり，契約の解除に係る合意書が相手方に渡されていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

消防対策室

【指摘事項】

1　コミュニティ防災センターの使用許可に当たり，使用許可書の交付及び許可の際に使用料の徴収をしていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

2　業務委託契約の実施に当たり，設計書と異なる価格を予定価格としている事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

3　業務委託契約に当たり，無効とすべき見積書を提出した業者を契約の相手方に決定している事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

1　補助金交付契約の締結に当たり，契約書に公正な職務の執行に係る特記仕様書が添付されていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

2　支出負担行為の決裁に当たり，代決権者の代決を得ていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。